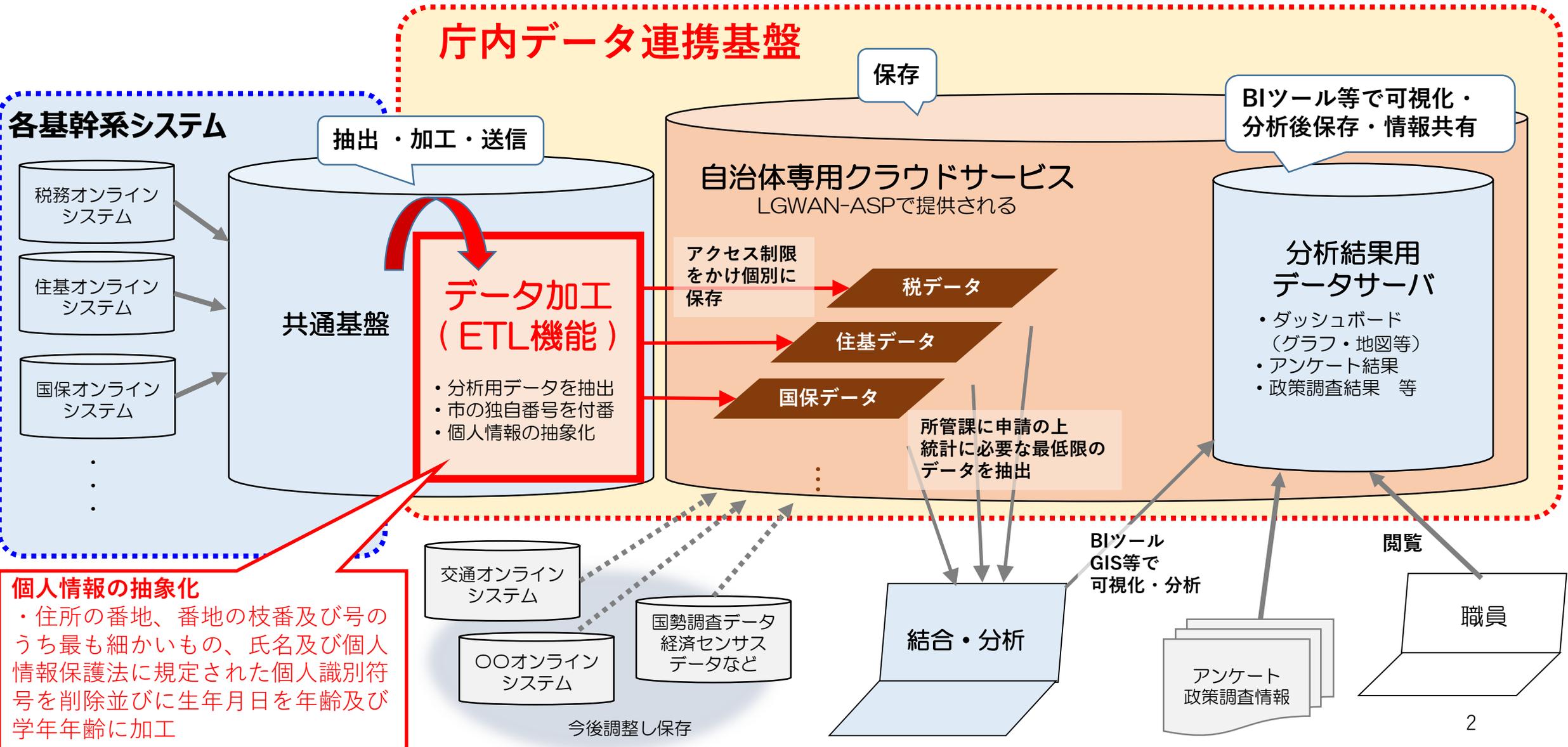


神戸市の行政データの 利活用に関する取組

令和4年5月24日
企画調整局 政策課

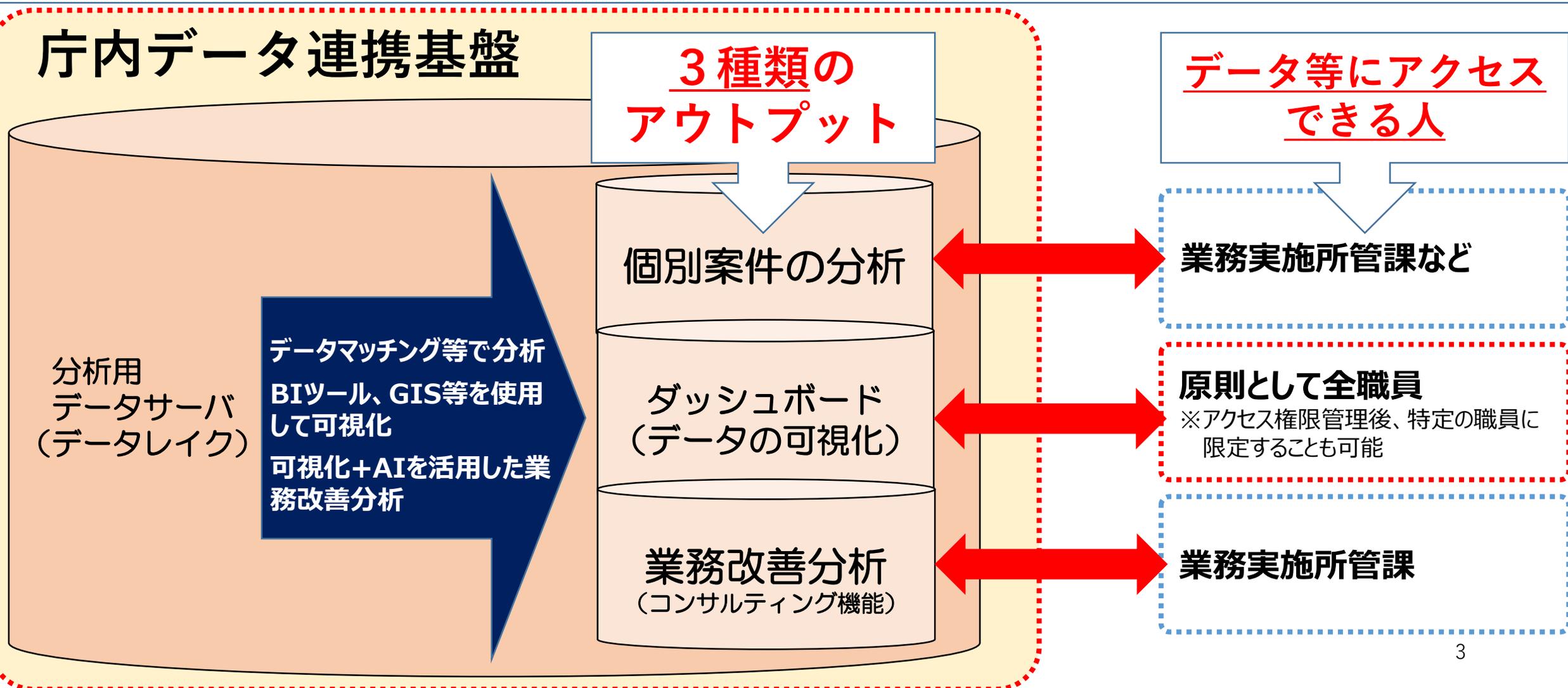
庁内データ連携基盤の完成形の全体イメージ



庁内データ連携基盤を活用して何ができるか（アウトプット、バリュー創出）

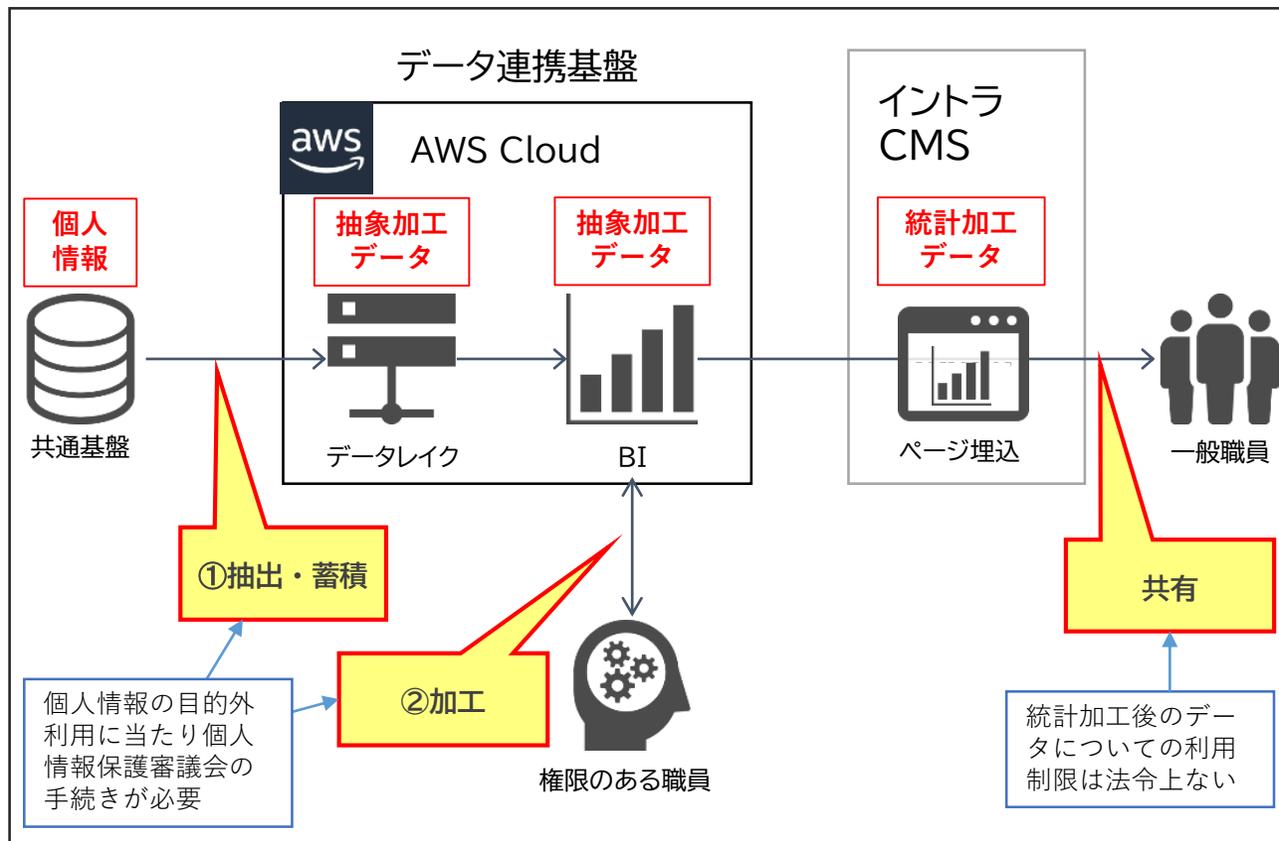
- 可視化したデータを政策立案者等に提供することで、データに基づく合理的で無駄のない政策立案が可能となる。
- 行政データの可視化や機械学習を行い、所管課への積極的な業務改善支援が可能となる。

庁内データ連携基盤



行政データ活用までの手続きなど前提条件

個人情報保護審議会（手続き）



庁内データ連携基盤の概要図

○個人情報保護審議会への諮問

- ①蓄積：5/10 9条諮問（目的外利用：**公益性**）
6/28 11条諮問（新たな電算処理：**安全性**）

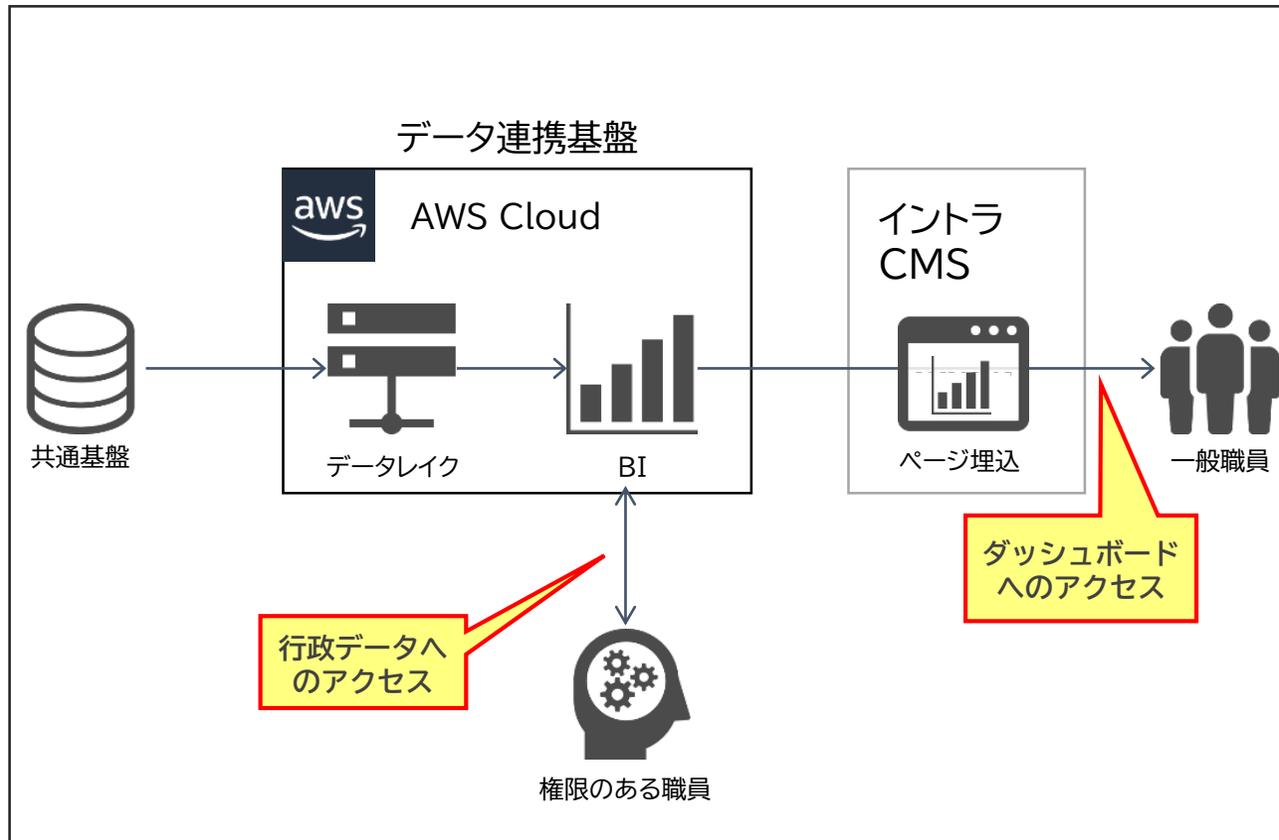
※②加工：「統計資料作成のための庁内利用」として、既に類型答申で認められている

※なお、改正された個人情報保護法では、「**統計作成のための個人情報の目的外利用について**」は、法令上当然認められることになり、①②の手続きは不要となっている

○データの使用（※）の際には「データ利用申請書」をデータ所管課に提出

※ データの使用とは、例えば蓄積したデータを使ってダッシュボードの作成をする場合

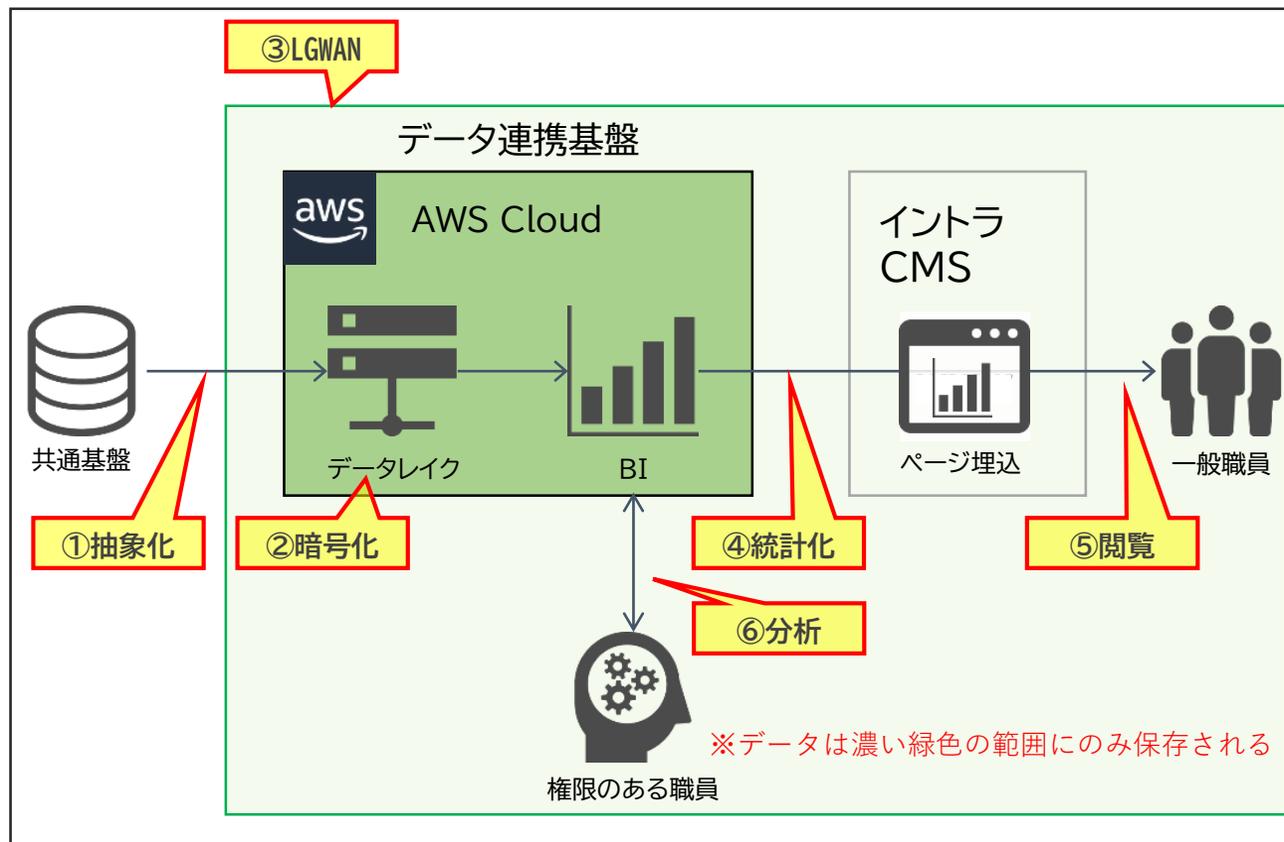
アカウント管理（行政データ・ダッシュボードへのアクセス権限管理）



庁内データ連携基盤の概要図

- アカウント管理には、生データへのアクセス権限管理とダッシュボードへのアクセス権限管理がある
- AWS上の行政データへのアクセス権限は当面、**企画調整局政策課（及びデジタル戦略部職員の一部）に限定**
- ダッシュボードへのアクセス権限管理については、当面**公開レベルに合わせたアカウント管理は行わない**（ダッシュボードを全庁公開可能なものに限定）
- 令和4年度中に、ダッシュボードへのアクセスを特定の者に限定できるシステム改修を実施

セキュリティ対策



庁内データ連携基盤の概要図

- ① **抽象化**：マイナンバー、氏名削除、詳細住所のマスキング、生年月日の年齢変換により一見して個人を特定できなくする
- ② **暗号化**：基幹系データはすべて暗号化して保存する
- ③ **LGWAN**：データ連携基盤はLGWAN内で構築され、インターネットとは分離されている
- ④ **統計化**：統計化されたダッシュボードのみ庁内共有
- ⑤ **閲覧**：元データの閲覧やダウンロードは不可
- ⑥ **分析**：当面は、権限のある職員のみが仮想デスクトップ（事務処理用パソコン）を通じてアクセスし分析、事務処理用パソコンでは、データレイク上のデータのダウンロードは不可

データ利活用関係研修の現状と今後の方向性 ～データ利活用人材の育成～

	初級（Cランク）		中級（Bランク）		上級（Aランク）
統計理論・実務	統計基礎研修	データアカデミー (重回帰分析まで)		—	—
統計局(国)	初級		中級(重回帰分析、各種検定等)		上級(AI理論等)
意識啓発	課長・係長昇任時研修 3年次研修 新規採用研修など	—	—	—	—
セキュリティ	情報セキュリティ		—	—	—
専用ソフト	GIS使い方研修(オンライン)			—	—
	—	—	—	BIツールを使ったダッシュボード作成研修	
	エクセル初級 (パソコンスキル研修)	エクセル中級 (ピポットテーブル等)	エクセル中級 (使い方・実践編)	—	—
プログラミング	—	プログラミング入門 (Python・SQL・R等) ※ オンライン学習		プログラミング中級・上級 (Python・SQL・R等) ※ オンライン学習	
政策立案研修	ダッシュボードを活用した政策立案研修				
大学との連携	—		RIDX (講義+実習)		

※ 上記研修プログラムとは別に、政策調査課データ利活用ライン・統計ライン・解析ライン在籍者向けの研修プログラム（OJT・OFFJTをミックスした実践的なプログラム）を作成し、積極的なコア人材の育成を図る

今後のデータ利活用人材の育成計画（案）

デジタルツールを活用する人材の育成(全体)

データ利活用人材の育成

デジタルツールを活用する人材の育成（全体）のうち、データ利活用人材の育成部分

2030年度の目標値

全職員の1%
(約120名)

A

A : デジタルエキスパート

- ・システム全体のアーキテクチャを構築できる
- ・ベンダーと対等に交渉



データ利活用能力	研修等	R3	R4	R5	R6	R7
<ul style="list-style-type: none"> ○プログラミング(マクロ等)で業務改善できる ○AIやRPA等新たな技術を使った業務改善ができる ○行政データを使ったより高度な分析ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸大学主催のRIDXの受講 ○オンライン自習 	3	+2	+2	+2	+2
<ul style="list-style-type: none"> ○行政データを使って分析のためのダッシュボードを自ら作成できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ダッシュボード作成研修 ○データアカデミー ○オンライン自習 	5	+20	+20	+20	+20
<ul style="list-style-type: none"> ○作成されたダッシュボードを使いこなし、データ分析や政策形成ができる ○行政データの取扱い及びセキュリティ研修を受講し、一定のITリテラシーがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○データアカデミー ○DXポータルサイト（自習） ○ダッシュボードを活用した政策立案研修 ○統計研修 ○階層別研修 ○セキュリティ等研修 	—	+100	+100	+100	+100

各所属最低1名
(400名以上)

B

B : DX(業革)推進リーダー

- ・様々なデジタルツールを活用
- ・所属の業務デザイン可能
- ・所属の業務BPRをリード



AB以外の
全職員

C

C : 一般職員

- ・基礎的なソフト活用
- ・常識としてのデジタルに関する知識保有



ダッシュボードの共有

○6月から本格運用（全庁共有）に移行（予定）



① [使い方](#)

🗨️ [チャット](#)

📄 [アンケート](#)

お知らせ

02/05 アンケートにご協力ください [📧](#)

02/04 [既知の不具合]一部マップで警.. [📢](#)

注意事項

本ページ及び各ダッシュボードは庁内職員のみ
の利用限定です。

対象年月の年
2010年 2022年
📅

最新の推計人口(全市)

1,512,018 人

対前月比

-1,593 人

最新の世帯数(全市)

736,472 世帯

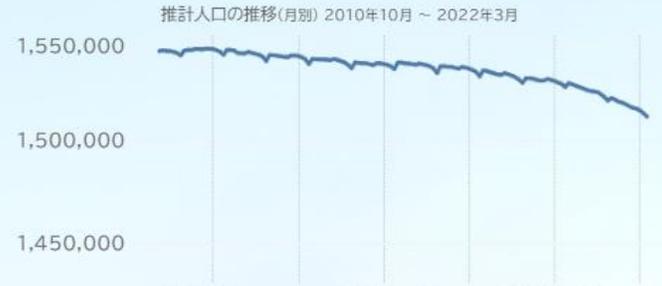
対前月比

-462 世帯

区を選択 P ▾

- 全市
- 東灘区
- 灘区
- 中央区
- 兵庫区
- 北区
- 長田区
- 須磨区
- 垂水区
- 西区

推計人口の推移(月別) 2010年10月 ~ 2022年3月



世帯数の推移(月別) 2010年10月 ~ 2022年3月



ダッシュボード一覧

フリーワード検索

カテゴリで探す


人口(7)


経済(3)


子育て・教育(1)


都市政策(2)


安心・安全(1)


健康・福祉(2)


多様性(1)


その他(7)

使い方を探す


地域の特徴(10)

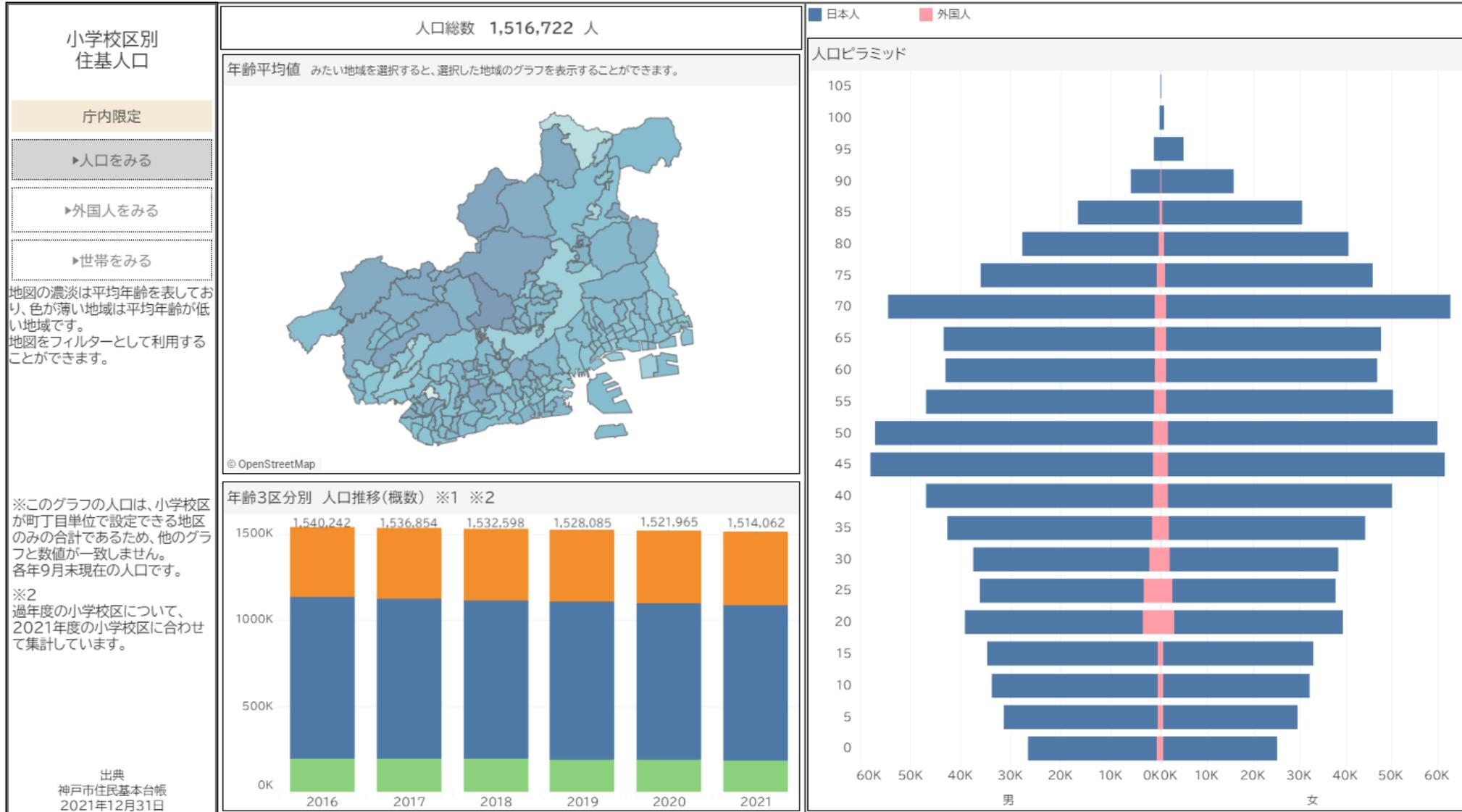

他都市比較(4)

タイトル	ダッシュボードの内容
住基人口 小学校区別の人口	人口(平均年齢、人口ピラミッド、人口推移)、外国人(国籍、年齢、在住期間)、世帯(世帯人数、家族類型)
住基人口 小学校区別の異動	出生・死亡、市内の区間移動、区内移動、転入・転出(年齢、相手地域) 2017-2021年
住基人口 区別の人口	人口(平均年齢、人口ピラミッド、人口推移)、外国人(国籍、年齢、在住期間)、世帯(世帯人数、家族類型)
住基人口 区別の異動	出生・死亡、市内の区間移動、区内移動、転入・転出(年齢、相手地域) 2013-2021年
住基人口 月別の移動推移	区・小学校・年齢別 移動の月別推移、県内他市の移動、市内の区間移動(相手地域)、区内移動(男女)、外国人の法務省通知による消除
住基人口 小学校区別の外国人人数	外国人(人数、性別、国籍、在留資格)の小学校区別情報

11

ダッシュボード（例）

○職員が活用しやすいように、白基調で**フォーマットを統一**し、ダッシュボードの説明書なども掲載



(参考)

国の行政データ利活用についての方針など

(改正) 個人情報の保護に関する法律について

○神戸市個人情報保護条例に基づいてこれまで個人情報保護審議会に諮問していた「**統計作成のための個人情報の目的外利用について**」、改正された個人情報保護法では、**法令上認められることになりこれまでのような手続きが不要**となった。

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、**次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる**。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、**専ら統計の作成**又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

国の行政データ利活用についての方針など

- 2016年12月：「官民データ活用推進基本法」成立・施行
- 2018年 6月：「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」策定
- 2019年 5月：「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックver.2.0」公表

・「官民データ活用推進基本法」

→**地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定や策定努力が義務化**されるなど、社会課題の解決を担う地方公共団体において、データ活用の取組・対応を進めることを求めている。

・「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」

→個人情報保護にも配慮しつつ、**地方公共団体が保有する多種多様なデータを部局・分野横断的に活用**して効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組むことを求めている。

→ICT担当部署のみならず、子育て・介護・環境・防災・都市計画等様々な分野の担当職員を読者として想定し、データ活用にあたっての手順をわかりやすく整理されたガイドブックを策定した。

・「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックver.2.0」

→地方公共団体が保有するデータの多くは、既存の行政サービスのために入手したもので、**他の目的に利用することを通常想定していないが、保有データを有効活用することで、行政サービスの生産性の大幅な向上や、住民サービスの質の向上**（例えば、住民ひとりひとりに合った情報や行政サービスの提供など）、**データや証憑などに基づく政策立案・評価（EBPM）**などを進めることが可能と記載

また、「官民データ活用推進基本法」を踏まえ、これからの行政経営において、**データの有効活用への取組は必要不可欠**と記載

→基幹系システムから抽象加工したデータをサーバに蓄積し、蓄積した行政データをBIツールなどにより可視化し、職員間で共有し、政策形成などに活用する姫路市や西宮市の取組が、地方自治体の行政データの利活用の先進事例として紹介されている。